

議 事 録

第 31 回 定 例 総 会

令和5年2月9日

太田市農業委員会第31回定例総会議事録

開会日時 令和5年2月9日(木) 午後2時
閉会日時 令和5年2月9日(木) 午後2時42分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齊藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
(8人) 大澤主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第31回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はございません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、4番 永井幸二委員 と 5番 木村克巳委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東金井町の土地 田 673 m² 外2筆 計 2,649 m²、隣接地を所有しており、所有地と同様に苗木の育苗に精進したい。

2番 西長岡町の土地 畑 771 m² 外1筆 計 1,690 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

3番 新田村田町の土地 田 964 m²、太陽光発電施設を設置し、売電事業を行いながら営農を継続したい。

4番 龍舞町の土地 田 606 m² 外1筆 計 1,080 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

5番 新田萩町の土地 畑 5,928 m² 外5筆 計 8,568 m²、勤務している農事組合法人の解散に伴い、同法人が所有している土地を取得して農業に精進したい。

6番 大原町の土地 畑 1,258 m² 外1筆 計 2,169 m²、勤務している農事組合法人の解散に伴い、同法人が所有している土地を取得して農業に精進したい。

1番、2番、4番から6番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

なお、番号3番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することにな

っておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員

報告します。

現地は金山の麓で、耕作放棄地になっております。買い主は造園業を営んで、苗木を生産しております。農機具も所有しておりますので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、第2地区協議会より報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長

続きまして、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員

農地の売買でありまして、これは長年、耕作放棄地だったんですけれども、今回、買主が決まりました。譲受人住所は東京都となっておりますが、深谷市に農機具の保管場所があるということと、市内にほかにも土地があるということで管理には問題ないようです。それから、いずれここは営農型太陽光に使いたいということを聞いております。何ら問題ありませんので、再度のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号4番については、第2地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
また、番号4番について、14番委員は議事に参与することができませんので、退室願います。
(14番委員 退出)
- 議 長 それでは、報告願います。
- 7番委員 番号4番について提案いたします。
譲受人は、既に市内で営農型太陽光等をやっておる会社であります。条件的にも問題ないし、代表者の方ももうかなり慣れておる人でありまして、何ら問題ないだろうということが第5地区でございます。よろしくお願いたします。
- 1番委員 番号4番について、確認調査票に基づき調査した結果、現地を確認したところ、農地のため特に問題はなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会及び第2地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
14番委員は入室してください。
(14番委員 入室)
- 議 長 続きまして、番号5番から6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号5番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

- 18番委員 5番と6番について報告いたします。
第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、5番と6番の譲受人は親子です。農事組合法人の解散に伴い、同組合の土地を処分するため、従業員である譲受人が取得するものです。現地を確認したところ、農機具、作業所等を保有しているため、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 5番委員 続きます、第5地区より番号5番について、これは農地性の確認ですけれども、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号5番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号5番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きます、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいいたします。
- 事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 成塚町の土地 278㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内

の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 大原町の土地 632 m² 外1筆 計1,287 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

3番 大原町の土地 603 の内 0.23 m² 外1筆 計1,809 の内 0.47 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員 1番について説明します。
当該地は、宅地に隣接している土地が現況と登記簿が違っていたということで、このたび現況に合わせるように是正をしたいということでございます。現地を確認いたしましたら、周りの農地に対して何の支障もございませんので、地区協議会においては容認という決定をいたしましたので、再度の決定をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号2番から3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 それでは、第6地区から報告いたします。
議案第2号、2番、3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、2番については申請地の周りが道路であったり、宅地であったりということで、大分農地が低いということです。そのため、かさ上げをしたいということです。
それから、3番については、農地一時転用、営農型太陽光発電を継続実施したいと。営農型ということであるわけですがけれども、ミョウガ等もしっかり栽培しているということで、特段支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号2番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番から3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田上江田町の土地について、倉庫用地として許可を得ましたが、計画実行前に廃業してしまったため、当該権利を承継するものです。

以上1件、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果の報告をお願いいたします。

5番委員 第5地区から説明いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので承認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は19件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 1番 牛沢町の土地 460㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

園庭用地として転用するものです。

2番 東金井町の土地 364㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に

については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 龍舞町の土地 375 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武小泉線竜舞駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。一般住宅用地として転用するものです。

4番 吉沢町の土地 1,269 m² 外1筆 計1,312 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

5番 強戸町の土地 740 m² 外20筆 計12,208 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

6番 強戸町の土地 909 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

7番 大鷲町の土地 462 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

8番 西長岡町の土地 413 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 新田村田町の土地 964の内0.15 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

10番 新田村田町の土地 481 m² 外1筆 計498 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 新田市野井町の土地 153 m² 外2筆 計1,207 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

12番 新田上江田町の土地 1,429 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合

は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

13 番 新田上江田町の土地 2,298 m² 外1筆 計7,113 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場及び遊歩道用地として敷地拡張するものです。

14 番 新田上田中町の土地 938 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として敷地拡張するものです。

15 番 藪塚町の土地 871 m² 外3筆 計1,278 m²、農地区区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

16 番 藪塚町の土地 694 m² 外2筆 計977 m²、農地区区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

17 番 大原町の土地 1,500 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

自動車钣金工場用地として転用するものです。

18 番 大原町の土地 311 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 大原町の土地 2,471 の内 0.3541 m² 外1筆 計2,630 の内 0.3638 m²、農地区区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い

します。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員

番号1番について、私から報告させていただきます。

こちらの譲受人は、●●町にて●●●●●というものを運営している社会福祉法人さんです。申請理由として、隣接地である申請地を取得し、子どもたちが学びながら食物を育てる食育広場として利用したいとの申請でした。農業体験から食育まで農地を利用する取組でとてもよいことということで、地区協議会では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

9番委員

今、これを見て感心したんですけれども、子どもたちが学びながら食物を育てる食育広場に転用したいということ、我々農業者としまして大変いいことだと思うのですが、この園長さんという方はどういう方なんですか。もし分かったら教えてください。分からなかったら結構です。

8番委員

代表の方は●●町に住んでいるんですけれども、もともとは●●●●●の専務だったのかな。そういう人で、奥さんが主に保育園は経営しているわけですね。そんな感じでいいですか。

9番委員

ありがとうございます。

議長
委員
議長

ほかにありませんか。

なし。

ほかにご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長

続きまして、番号2番から4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 1 4 番委員 2 番について報告します。
 現地調査をしたところ、周りが住宅街になっていまして、最後の一区画が農地で残っていまして、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
 再度のご審議をお願いします。
- 1 番 委 員 番号3番について報告します。
 3 番については、一般住宅用地の申請です。申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということで、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。
- 6 番 委 員 4 番についてご説明します。
 これは会社が●●●●●●●●●●というところをございまして、周りが住宅地と受給水路でございます。太陽光発電パネルを設置したいということで、農地もなく、周辺地域については影響がありません。また、やや傾斜をしておりますが、これも雨が降ってどうこうするという話でもございませぬ。また、この会社は、緊急時には必ず連絡をするという形になっておりまして、監視につきましても常時監視をする機器が設置されておりますので、特段問題はないと判断します。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございませぬか。
- 4 番 委 員 番号4番は、この間、地区協議会で一筆追加というのがあったけれども、これは皆さんは分かっているのかな。
- 議 長 皆さんに知らせてあるんですよ。
- 事 務 局 過日行われました地区協議会において、第1から第6の全ての地区協議会において、1筆抜けてしまっていたところを追加していただくということで、議案書の訂正を地区協議会で行わせていただいております。以上です。
- 4 番 委 員 全員に情報が行っているわけね。
- 事 務 局 はい。
- 4 番 委 員 ではないです。担当地区協議会として責任があるので、確認をしました。
- 議 長 ほかにありますか。

- 委員 員 なし。
- 議長 長 そのほか、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、番号5番から8番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号の5番と6番について説明します。
これは一体利用ですので、併せて説明いたしますが、場所につきましては強戸町、中強戸地区になりますかね。北関東道のちょっと南になりますけれども、現地は一部傾斜地を含めた水田と畑ですが、水田については非常に水の便が悪いような状況でございます。全体的には、中には一部耕作放棄地もあるのが現状であります。そこで、地権者と太陽光の事業者がうまく話が調いまして、ここに太陽光を設置しようということで進みまして、今回の提案に出てきた状況です。
今話しましたように、現地は八瀬川の水路を挟んだ山側になりますので、土地改良区の区域には含まれておりません。昔からの形状といたしますか、曲がりくねった道路があるような田畑でございまして、他の農地に対しては何の支障もございませんので、地区協議会においては容認という方向で決定いたしましたので、再度のご協議をお願いいたします。
- 7番についても説明いたします。
この土地についても、大鷲の地区ですが、農地なので、宅地に囲まれたところございまして、傾斜地でございます。ここについて露天の資材置場にするということで現地を確認しましたら、今申しましたように、宅地の間に挟まれたところでございますので、他の農地に対して何の支障もございませんので、地区協議会においては許可相当と意見決定いたしましたので、再度のご審議をお願いいたします。以上です。
- 10番委員 続いて8番ですが、これは親子による使用貸借ということで、分家の住宅です。周囲は宅地で周辺農地への影響はありません。何ら問題ありませんので、再度のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長 長 ただいま、第3地区協議会より番号5番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 6番委員 別に案件がどうのというのではないんですが、5番、6番ですが、ちょっと教えていただきたいんです。これは県に行く関係もありまして、結構広い、斜面に沿った形になって、下が農地になっていますが、そこから辺は一応問題がないという形ですよ。
- 2番委員 私から説明しますが、今申しましたように、田んぼの部分については平らといいますか、傾斜地ではないんですが、そこは土地改良区も入っていないので、昔の形態のまま、どちらかという水の便が悪くて、もう耕作放棄をしたいという意見があつて、あとは開発をするという意見のはざまになって、総体的にそこを開発しようということで地権者も意見の一致をした、そのような状況でございますので、農地の部分からいくと、まだ水田ですから、どちらかという残したいという気持ちはありますけれども、所有者そのものの判断といいますか、今後のことを考えた場合に、また国の金、県のコも投入されておりませんので、その辺の判断は地権者のほうが優先をされるかなという感じでございますので、ご理解をいただきたいところです。
- 6番委員 ありがとうございます。
- 議 長 よろしいですか。
委員 なし。
議長 長 ほかにご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号5番から8番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、番号9番から14番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号9番につきましては、議案第1号、番号3番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。
- 7番委員 第5地区より、9番、10番、11番について説明いたします。
番号9番から11番につきましては、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

番号9番は、営農型太陽光の3回目の更新ということになりまして、下の農地ではイチジクが栽培されており、営農状況についても特に問題はありません。

番号10番については、一般住宅への転用の許可申請であります。

番号11番は、太陽光発電の転用の申請で、事業内容について周辺関係者への説明をされております。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

また、先ほど議長からありましたように、議案第1号の3番の区分地上権については、許可相当が妥当ということで第5地区では意見決定をいたしました。以上でございます。

5番委員

続きまして説明いたします。

番号12番から14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、いずれも露天駐車場または露天資材置場を目的とした転用であり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長
委員
議長

ただいま、第5地区協議会より番号9番から14番及び議案第1号、番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号9番から14番及び議案第1号、番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号9番から14番及び議案第1号、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長

続きまして、番号15番から19番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員

第6地区です。それでは、報告いたします。

議案第4号、15番、16番についてですけれども、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得して太陽光発電を行いたいということです。東が線路、西が道路、南が宅地、そんなことから何ら問題はないかと思えます。

議案第4号、17番、道路拡幅により移転が余儀なくされ、申請地を父より使用貸借で工場用地ということです。

議案第4号、18番、義理の母より借り受け、自己の住宅を建築したいということです。

議案第4号、19番、継続で一時転用、使用貸借で営農型太陽光発電を実施したいと。先ほどの議案第2号の3番との関連で、実は議案第2号の3番の奥さんから旦那さんのほうへということで使用貸借、そんな内容です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号15番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号15番から19番について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号15番から19番について許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。

続いて報告第1号から第4号について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、4件提出されております。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、26件提出されております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、19件提出されております。

報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
について、13件提出されております。

それぞれの内容につきましては、記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議
委
議

長
員
長

報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

ご質問等もないようですので、以上で第31回定例総会を終了します。

閉 会 令和5年2月9日（木） 午後2時42分